

○ 会 議 録

会 議 名	平成29年度 第1回基山町まちづくり推進審議会			
開催年月日	平成29年5月31日			
開催場所	基山町役場2階203会議室			
開閉会日時	開会	平成29年5月31日 午後3時		
	閉会	平成29年5月31日 午後4時30分		
出席者並びに 欠席者 出席8名 欠席1名	氏 名	出・欠	氏 名	出・欠
	相澤 直子	出	富山 茂	出
	塩井 富子	出	松隈 浩	欠
	後藤 信八	出		
	羽根 洋子	出		
	渡辺 一正	出		
	内田 しのぶ	出		
	宮本 浩子	出		
会議録署名人	相澤 直子 塩井 富子 後藤 信八			

～15時開会～

平成29年度第1回基山町まちづくり推進審議会 会議録

1. 説明事項

- ①基山町まちづくり基本条例について
- ②基山町まちづくり推進審議会が行う業務
基山町まちづくり基本条例の改正又は廃止に関する事項【資料②】
- ③過去の審議会での意見等（3ページ）

2. 報告事項

- (1)平成28年度の町民提案の処理について【資料①】
- (2)平成29年度からの基山町まちづくり基金事業について

3. 議事

- (1)平成28年度の町民提案の状況について
- (2)平成29年度 基山町協働化推進計画の策定について（4ページ、別紙）

4. その他

次回開催日程について

【事務局】平成29年度第1回まちづくり推進審議会を始めます。

【町長】町長挨拶、委嘱書の公布9名

【事務局】会長、副会長の選任 会長 相澤委員 副会長 後藤委員が選任されました。
議事録署名人は、第1回は後藤委員、塩井委員でお願いします。
審議会は公開ですので、録音させていただきます。
議事進行は会長をお願いします。

基山町まちづくり基本条例について説明

【事務局】基山町まちづくり基本条例の目的、策定の経緯、制度の概要の説明
協働のまちづくり制度概要では、まちづくり計画制度、町民提案制度、情報公開制度、重要な計画への町民参加制度、町民投票制度、評価・改善制度があります。
評価・改善制度にまちづくり推進審議会の位置けであり、その中に町民提案審議、団体の認定審議、効果検証・評価、条例の改正をおこないます。

基山町まちづくり推進審議会が行う業務について説明

【事務局】まちづくり推進審議会条例の第1条（趣旨）第2条の（掌握事務）町の執行期間の諮問に応じ、調査及び審議し、答申します。

【委員】この審議会は年に何回ありますか。

【事務局】まちづくり推進審議会条例第5条第5号に1回以上の開催となっています。昨年

は3回開催しています。

基山町まちづくり基本条例の改正又は廃止に関する事項についての説明

【事務局】平成27年度に町長から、基山町まちづくり基本条例の改正又は廃止に関する事項についての諮問を受け、審議を重ねた結果、平成28年3月29日付けで答申書を提出しております。結論としては、今回は条例の改正又は廃止の必要がない、との結論に至りました。

条例の運用上の提言として、審議会より3項目の提言がありました。

(1)まちづくり提案書では、様式に、要望・意見・提案の選択欄を設けました。提案が提出されれば当審議会でも審議し、提言等へ結び付けていきけるよう平成28年6月より規則の改正をしております。

(2)まちづくり計画策定団体の増加と協働のまちづくり活動の活性化を図るために、まちづくり基金事業の改善を行いました。

(3)町民の重要な計画等への参加方法等の実施基準（内規）を作成し町職員に周知を図っています。

過去の審議会での意見等の説明

【事務局】意見では協働という観点で町民に浸透していない等の意見がありました。

【委員】審議会の開催は提案が集まりましたら審議会を開きますか。

【会長】町民提案に合わせて審議会を開催していません。要望と提案を整理して報告を受けています。

平成28年度の町民提案の処理について説明

【事務局】条例の施行以来の町民提案件数は、年度平均24件程度となっており、平成28年度は23件となっております。町民提案の行政の回答について、審議会ではまちづくり基本条例の趣旨に沿った回答なのかを検証して頂いています。

【委員】答申をして内規を作成し公表もしていますが、平成28年度に大規模改修が提案されて、予算化もされ議会で審議もされている事業があるが、この件は基本条例の第23条の重要な計画等への参加と思うが、第24条の町民参加の方法の手順をふんだのか、この規模では町民参加の手続きは行政として必要ないと判断したのか。行政の考えはどうか。

【事務局】この件は確認し、詳細の報告をしたいと思います。今後、第23条に関わる事案についての詳細は報告していきます。

【会長】答申書にもありますように、効果的な町民参加が整理され、方針に沿って効果的に町民参加が実現されているのかを検証したいと思いますので、昨年度の状況をまとめて報告してください。

平成29年度からの基山町まちづくり基金事業について説明

【事務局】まちづくり推進審議会でも平成28年度にまちづくり基金事業の見直しの審議をしています。基山町にまちづくり支援自動販売機を18台設置しています。売り上げの20%の寄付を頂き基金に積み上げています。その寄付金がまちづくり基金事業実施申請団体の補助金となります。平成29年度は21団体を支援させていただきます。

まちづくり推進審議会での審議事項について説明

【事務局】今年度は、行政が重要な計画等への町民参加の手続きや手法がされているのかを審議、検討して頂ければと思います。

【会長】答申に対する効果、対応状況を検証することは審議会の検討議題の1つになると思います。

平成29年度 基山町協働化推進計画の策定について説明

【事務局】協働化推進計画につきましては、基山町まちづくり基本条例施行規則第20条に町長は、町民参加と協働を推進するため、毎年その推進計画を策定し、これを公表しなければならない。と規定されており、今回は昨年度の実績数値と実施内容を記載し、それを受けて今年度の取り組み内容と目標値を入れております。この方式によりPDCAサイクルによる目標値達成に向けたプロセスを組み入れたものとしております。

【委員】P7で町民参加実施回数は8回となっておりますが、手法は何を採用されましたか。

【事務局】内容はパブリックコメント等が多く、具体的な事案は整理してお知らせします。

【会長】手法はパブリックコメントだけですか。パブリックコメントは積極的な参加の機会を求めたことにはならないと思います。

【委員】事務局がまちづくり基本条例に沿って進められているか整理してください。

【会長】審議会で実態を検証して進めたいと思います。議事については以上で終了します。

～ 16時30分閉会～

まちづくり審議会条例第6条の規定により、ここに署名する。

平成 29 年 6 月 30 日

会長 (氏名) 相澤 直子 

委員 (氏名) 後藤 信八 

委員 (氏名) 塩井 富子 